

脱炭素化推進事業

○ 地球温暖化対策の推進に関する法律に規定する地方公共団体実行計画に基づいて行う公共施設等の脱炭素化に係る地方単独事業(事業期間は令和7年度まで)

1. 対象事業 ※事業費 1,000億円(令和7年度)

- ① 再生可能エネルギー設備等の整備に関する事業 (太陽光発電設備、バイオマス発電設備、熱利用設備 など。ただし売電を主たる目的とする場合には、地域内での消費を主たる目的とするものに限る。)
- ② 公共施設等をZEB基準に適合させるための改修事業等 (空調設備、照明設備、太陽光発電設備 (売電を主たる目的とするものを除く) など)
- ③ 公共施設等を省エネ基準に適合させるための改修事業 (空調設備、照明設備、給湯設備 など)
- ④ 公共施設等のLED照明導入のための改修事業
- ⑤ 電動車の導入 (公用車に係る電気自動車、燃料電池自動車及びプラグインハイブリッド自動車に限る) 及び充電設備の整備 (主として公用車に充電を行うもの)

※ ①及び②は、新築・改築も対象。また、太陽光発電設備の整備には、建材一体型太陽光発電設備及びペロブスカイト太陽電池を含む。
 ※ ZEB (Net Zero Energy Building) とは、一定の省エネルギーを図った上で、再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量を更に削減した建築物

【事業イメージ】



再生可能エネルギー (太陽光) 設備



公共施設等のZEB化
(屋根の高断熱化・複層ガラスの導入)



電気自動車の導入

2. 充当率・元利償還金に対する交付税措置

○ ①及び②の事業

脱炭素化推進事業費
 脱炭素化推進事業債 (充当率90%)

元利償還金の50%を地方交付税措置

一般財源

○ ③及び④の事業

元利償還金の30~50%^(※)を地方交付税措置

一般財源

○ ⑤の事業

元利償還金の30%を地方交付税措置

一般財源

※ 財政力に応じて措置

※ 令和7年度までに工事に着手した事業については、令和8年度以降も現行と同様の地方財政措置を講じる
 事業期間終了後の在り方については、地方団体における地域脱炭素に関する取組や地域の実情、課題等を踏まえて検討